

対象外経費

①交際費関係

接待、慰安、贈答、慶弔などに関する費用

②食糧費関係

事業そのものに必要な飲料・食糧以外は、対象外

●単なる懇親会・慰労会や食事のみを目的とし、交付金の目的に照らした「事業」とは考えにくいもの

●事業の参加者が負担することが適当と考えられる飲食費
(スポーツ大会の昼食費など)

※コミュニティ活動において、飲食が伴う交流が必要な場合もありますが、公金から支出することで適切であるかお考えください。また、会費・参加費などでまかなえないかお考えください。

③記念品・祝い金など(金券を含む)

④旅費関係

慰労的要素のある視察旅費

⑤報償金関係

総会や会議に出席した会長及ぶ役員への報償、記念品

⑥負担金

地域コミュニティ協議会、または協議会の構成団体が上部団体に納める年会費

⑦繰越金関係

積立金、繰越金(清算後、補助金の残額がある場合は、市に戻入して下さい。)